

第9回 宪法と平和を考えるつどい

戦争の危機と憲法

＝海峡封鎖から政党政まで＝

日本は、今、軍事大国化への道を急速に歩んでいます。国家予算の福祉・教育費を抑えた軍事費の異常な突出、シーレン防衛や四海海峡封鎖などの自衛隊の戦略、アメリカのトマホーク極東配備、自民党による政党法制定の動き、教育監視などなど、私たちのいのち、くらし、そして権利がおびやかされています。

日本の法体系は、憲法体系と安保法体系の二重構造であるといわれますが、安保法体系が一方的に憲法体系を侵しつづけています。

今回のつどいでは、現実の様々なきじの背景を鋭く分析し、私たちの平和への願いを実現する道をさぐりたいと思います。

5月3日(木) P.m. 2:30 - 4:30
宮崎市中央公民館大研修室

参加券

300円

(宮崎女子高横、刑務所跡地, Tel. 29-8455)

保育所もご利用下さい!



講師: 川口 是先生

(憲法学者, 元京都大学教授)

講師紹介:

川口先生は、長い間京都大学において憲法学の講義を担当されると共に、憲法学の専門分野においても、一線の研究者としてすばらしい業績をあげられてきました。

更に、実践の面でも、日教組大学部副部長を5年以上、京都国家公務員労組議長を12年にわたり務められました。そして前回の京都府知事選挙では広範な京都府民から推されて、憲法をくらしの中に生かす立場で立候補され、大奮斗されました。

正に、憲法を守る立場で言動が完全に一致されており、憲法記念日に用いられるこのつどいの講師としては最もふさわしい先生です。

主催: 日本科学者会議 宮崎支部
宮崎民主法律家協会

連絡先: 宮崎中央法律事務所
Tel. 0985-24-8820

第9回 寪法と平和を考えるつどい

戦争の危機と憲法

—海峡封鎖から政党法まで—

講師：川口是先生

1984年5月3日 p.m. 2:30 - 4:30

宮崎市総合体育館会議室



主催：日本科学者会議宮崎支部
宮崎民主法律家協会

資料集もくじ

1. 「戦争の危機と憲法」レジメ ----- 1
2. 自民党の「政党法要綱」(吉村試案) ----- 2
3. 新自由クラブ「政党法大綱案」(抜粋) ----- 3
4. 戦後政党法をめぐるうじき ----- 3
5. 各国憲法における政党条項 ----- 5
6. 西ドイツ政党法(抜粋) ----- 6
7. 韓国政党法(抜粋) ----- 7
8. 海峡封鎖関連資料 ----- 7
9. 在日米軍核基地化資料 ----- 10
10. 自民党「平和と幸福のために」 ----- 11
11. 日米安保解説 ----- 12
12. 核巡航ミサイル関連資料 ----- 12
13. 「トマホークとは何か」 ----- 13
14. 経済の軍事化資料 ----- 15
15. 核兵器が使用寸前にまでいたた历史的事実 ----- 16

戦争の危機と憲法

海峡封鎖から政党法まで

講師：川口 是先生（元京都大学教授）

レジ×

1. 軍備拡大と戦争準備

2. 60年安保とその後

3. 「経済繁栄」と国民生活

4. 分断政策と政党法



日本における政党法問題

二、政党法の目的

1. この法律は、現代民主制の下で政党の営む機能の重要性に鑑み、政党をして国民生活の中から自発的に生じた社会集団たるの本質を保持させつつ、しかも国民が政党に対し確固たる信頼を堅持するよう、その地位と権威とを法的に保障し、わが国民主政治の健全な発達に資することをもって目的とする。

日本国憲法

第二条 [集会・結社・表現の自由、通信の秘密]

- ① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- ② 檢閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

自民党の「政党法要綱」(吉村試案)

一九八三年五月

一、政党法制定の理由

1. 現代民主制下の政党は、最初は、特定の政治的リーダーの思想に共鳴し、その実現のため、かれを支持する人々の私的集団として起り、次いで選挙権の拡張に伴い、膨大な選挙人の意志を纏めて、これを実際政治の中に流し込むチャンネルとして、半ば私的、半ば公的役割を演ずる団体に発達し、さらに今、右のチャンネルとしての役割を基礎として、議員の選挙および国会活動を効果的たらしめるために不可欠の重要な機能を宮み、かつ一党で衆議院にて過半数の議席を占める場合は、単独にて、一党で衆議院にて過半数の議席を占める政党のない場合は、二つ以上の政党が連合して、内閣を担当するという公的任務を果すべき自発的結社となつた。
- したがつて多くの国々において、選挙や政治資金等に関する法律によって、政党の活動につき、多かれ少なかれ、規定しております。また若干の国々では、政党法を制定して、その存在を法的に認定し、民主政治の健全な発達に資している。かくして政党法の制定は、早かれ遅かれ、民主制國の辿るべき道程と思われる。

2. 民主政治の健全な発達のためには、政治資金の明朗化が絶対的要請である。しかし政党の公的任務が拡大強化され、かつ文明の利器および技術の政党による利用につれ、政党が莫大な資金を要するようになると、党員の納付する党費のみでは、党の運営活動を到底充分に行うことができず、しかも個人および法人による政党への寄付には一定の限度を設けることが、政治の公正上、不可避免である以上、いつこの国においてもなんらかの形における公金による政党の援助を行い、またはその必要に迫られている。わが国も決してその例外ではない。
3. わが国において本年の参議院議員の通常選挙から実施されるこのようにして公金による政党への援助を行うには、成文の法律によると否にかかわらず、政党を法的に公認することが、その条件でなければならず、その点からも政党法の制定は民主制國の一般的趨勢と認められる。

4. 直近の参議院議員の通常選挙におけるその結社に属する全議員の得票総数が、選舉区選出議員については、その参議院における全議員の得票総数の百分の○、比例代表区選出議員については、その参議員における全議員の得票総数の百分の○を越えること。
 5. その結社に所属する国会議員が三五人を越えること。
- 〔二〕 直近の参議院議員の通常選挙におけるその結社に属する全議員の得票総数が、選舉区選出議員については、その参議院における全議員の得票総数の百分の○、比例代表区選出議員については、その参議員における全議員の得票総数の百分の○を越えること。
- 〔一〕 その結社に所属する国会議員が三五人を越えること。
- 〔二〕 直近の自治省の発表による選挙権を有する者十万人以上の連署をもって、新しい政党の設立を希望し、かつ正式に設立した時は、その党員となることを承諾していること。
- 〔一〕 政党的名称。略称を用いる場合はその略称。
- 〔一〕 政党本部の所在地。
- 〔一〕 党員の入党および離党。
- 〔一〕 党員の権利および義務。
- 〔一〕 党員に関する紀律および除名。

三、政党の定義および寄与

定義

1. 政党は自発的にして自由に表明される国民的意志を、一定の政治的目標を中心に結集し、国会または地方自治体の議会の議員の選舉に当り、議員候補者を推薦して、選舉人をして効果的に投票することを容易ならしめ、所屬議員を通じて、その公表せる綱領、政策の実現に努めるとともに、国会または地方自治体議会の円滑な運営に協力し、さらには、国会の信任に基づき、内閣の形成と運営に任ぜんことを希求せる継続的に存在し、または継続的に存在することを基本方針とする結社である。

2. 政党は政治的諸問題の全般を対象とし、総合的に綱領、政策を樹立し、その実現を目指す結社であり、ある特殊目的や利益の達成を企図する結社は政党でない。

3. 政党は啓蒙宣伝活動を通じて広く国民に情報を提供し、政治教育を行い、政治意識の高揚に資するとともに、個人より長き生命を持続することによって、責任政治の具現に寄与する。

4. 政党は国民生活の中から自発的に生じた社会集団たることを本質としているので、その基盤たる国民生活並びに国民意志の変動に応じて容易に振動し、国民と政治との乖離を減削し、革命の防止に寄与する。

六 党大会または全国代表者会議。

七 党運営の主要機関。

この主要機関には必ず会計責任者、会計監査一人以上を含めねばならない。会計監査の中一人は公認会計士の資格を有する者でなければならない。

八 支部および支部連合会。

九 党友、准党员、賛助員等を有する場合はそれらに關する事項。

四 政党はその発行せる機関紙、定期刊行物、その他一切の出版物を、発行の都度、政党委員会に提出しなければならない。

五、政党の資金および会計

1. 政党は下記の諸収入を資金として、その支出に当たなければならぬ。

一 党員、党友（または准党员）、賛助員等の納付する会費。

二 個人の寄付。

三 政党に寄付をなしうる個人は日本国民に限る。

四 日本の法律に基いて設立され、日本国民によって経営または運営されている会社、組合、その他の団体からの寄付。

五 公社、公団、政府企業体および資金の全部または一部を公金に依存している団体は政党に寄付することはできない。

右二および三の寄付の金額の制限は政治資金規正法の定めるところに従う。

六 個人、会社、組合その他の団体よりの政党への寄付については、一定額まで免税の措置とする。

七 政党的な活動による収入、政党の行う講演会、研修会、バザーその他各種の事業、活動からの収入。

八 政党的な活動による収入。

九 政党的な活動による収入。

二 政党は会計年度毎に、その年度内に收受したる総べての収入につき、その出所、その種類、金額を政党委員会に報告し、それを通じて公表しなければならない。

六、公金による補助

1. 各政党の公的活動に対し、各会計年度毎に、国庫より政党に補助金を支給する。

2. 国庫より各政党に支給すべき補助金は、下記の三種とし、各種毎に本法によって定められた国会議員一人宛の金額につき、毎会計年度の頭初における各政党に所属する国会議員の数に応じた金額とする。

三 基本的補助。国会議員一人につき〇〇〇円宛。

四 政治教育活動のための補助。国会議員一人につき〇〇〇円宛。

五 調査・研究活動のための補助。国会議員一人につき〇〇〇円宛。

六 支部おおよび支部連合会。

七、政党委員会

1. 政党委員会は委員十五人をもつて構成し、その中、十人は国會議員、五人は学識経験者とする。
2. 委員の任期は〇年とする。但し再選を妨げない。

3. 国会議員たる委員は、毎改選時における各政党の所属議員数に比例して、その数を割当て、各政党毎に割当てられた数の委員を選出する。

学識経験者たる委員は衆参両院議長の協議に基づき、両院の同意を得て、衆議院議長これを依頼する。

4. 政党委員会は学識経験者たる委員の中より、委員長、委員長代理各一人を選出する。

委員長は政党委員会を名田上代表し、会議の議長となる。委員長代理は委員長に事故ある時、その職務を代行する。

新自由クラブ

「政黨法大綱案」

（抜すい）

（政党に対する国庫補助）

(1) 政党への公的活動に対して、各年度ごとに国庫から補助金を支給する。

(2) 政党への国庫からの補助は、以下に掲げるものとし、その金額は当該年度の補助額をその政党に所属する国会議員の数に比例按分したものとする。

※ 国庫からの補助金額については、現在の政治資金の実態、政党活動に要する費用の実情から国会議員一人当たり年額五千万円程度が適当と考えられる。



戦後政黨法をめぐるうどん

一 「政党、協会其の他の団体の結成の禁止に関する件」

（勅一〇一）

二 戦後第一回総選挙。三六三の政党が出現

三 内務省、政黨法案作成（→ 11・27 内務省地方局案）

四 党法制定についての話し合い。

五 衆院に「政黨法及び選挙法に関する委員会」設置（委員長 淩沼稻次郎）→ 10・1 同委で自由・民主・社会・國協四党は政黨法案をまとめGHQに提出

六 GHQ、政黨法案への修正点指示（①記号式投票・政

7 党の範囲、②腐敗防止・罰則の規定、③政党管理委員会の設置）

七 全国選挙管理委員会法

八 政治資金規正法施行

九 団体等規正令公布施行

十 公職選挙法公布

十一 マッカーサー、日本共産党中央委員二十四名の公職追放

十二 指示

十三 破壊活動防止法公布

十四 公選法「改正」→衆議院議員選挙の「特別」として、

「政党その他の政治団体の選舉における政治活動の規制」を設ける

改進選挙制度調査特別委員会、政党法案を発表

公選法「改正」→「政党その他の政治団体の選舉における政治活動の規制」を一般条項へ編入。→以後「56、'62、'63、'64、'70などで規制強化（西独、連邦内務省に政党法委員会設置）

自治庁、政党法について見解を発表

選舉公正監視委員設置要綱、など。

第五次選挙制度調査会答申→選舉の「公正」を理由に、政党による候補者公認の法制化、非公認候補への規制

が全国各地で、法案は廃案に。（憲法調査会設置法案

鳩山内閣の小選挙区制法案に反対して無数の抗議行動

が全國各地で、法案は廃案に。（憲法調査会設置法案は同国会で成立）

（西独、政党法委員会報告書「政党制度の法的秩序」→政黨法の諸問題）→'58・7・25自治省選挙局による翻訳、8・国会図書館調査立法考査局の簡訳

'58・10・8 警察官職務執行法案の国会提出。国民の大きな反対運動で廃案

'59・7・7 全国選挙管理委員会連合総会（衆院小選挙区制の採用、参院全国区廃止、政党法の制定を主張）

'61・3・3 自民党選挙調査会、「政党法の本格的研究を開始する」と言明

'64・7・3 第一次選挙制度審議会発足

政治的暴力行為防止法案、全国的な反対運動で阻止

'61・6・1 憲法調査会「憲法運用の実際」中の第二委員会報告→

政黨法に関する賛否両論の存在

'62・1 第一次選挙制度審議会、細川・矢部＝政党法案要綱私案

'63・1・25 (韓国で政党法を制定)

第二次選挙制度審議会、青木正・自由民主党選挙調査会会长、「選挙制度改正試案」で「徹底的な小選挙区方式」とともに、「原則として立候補の届出はすべて国民の政治組織たる政党（解散前所属議員一定数、例えは五名を有していた政治結社）がこれを行うものとする」「選挙運動の主体を政党に置く。而して、政党法の制定困難の場合は、政党法の制定を待つことなく、政党の選挙活動上必要な事項はこれを選挙法に規定する」など

(トルコで政党組織法を制定)

第三次選挙制度審議会答申→「政党本位の選挙制度に移行するため検討すべき問題点」、各委員の試案、「各国の政党の概念等に関する立法資料」などによる検討を通じて、「政党の要件等」を発表、「適格政党」と「準適格政党」の区別などを上げて審議し、「政党の要件」を発表、規制を一層強化

佐藤首相、政党法制定の検討を指示

第五次選挙制度審議会「政治資金の規正に関する緊急措置」→「政党はできるだけすみやかに近代化、組織化を図り……おおむね五ヶ年を目標に個人献金と党費で運営する」→法案は三度にわたり廃案（'67、'68、'69）

佐藤首相、「選挙区制、選挙運動、参院制度、政治資金をワントレードで考える」（衆院本会議）

（西独で政党法を制定）

自民党は小選挙区制と政党法の同時制定の意向を表明（フィンランドで政党法を制定）

第六次選挙制度審議会答申→政党法制定や政党規制について「今後の選挙制度審議会において引き続き検討が行なわれることを期待することとした」など

最高裁、八幡製鐵政治献金事件判決——「憲法は政党の存在を当然に予定しているものというべきであり、政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素なのである。」

第七次選挙制度審議会報告書→衆院に小選挙区制、参院全国区に非拘束名簿式比例代表導入を主張。「別紙」で、「政党の定義について」、要件を一層強化。尚、審議の過程で「政党法について（土屋委員）」が出され、「真に効果的の選挙制度改革は政党法の制定からはじまる」など

小選挙区制粉碎中央連絡会議（憲法会議、護憲連合、共産党、社会党、公明党など）の結成。全国的な反対運動で、カクマソードー、を阻止

三木首相、政党法の必要を説く（衆院公選法改正調査特別委員会）

'72・12・20 公選法「改正」→選挙運動、政党等の政治活動の規制を強化

'73・5・17 小選挙区制粉碎中央連絡会議（憲法会議、護憲連合、共産党、社会党、公明党など）の結成。全国的な反対運動で、カクマソードー、を阻止

江田三郎（元社会党書記長）、西独のような政党法の採用を「大胆にすすめるべきだ」と発言

大平首相、党改革推進本部に政党法制定の検討を指示

社会党選挙制度対策特別委員会の選挙制度改革案で、書の交付を受けたもの、③国會議員が五人以上所属しているもの）、労組・民主団体の政治活動の禁止など

「政党援助法」について引き続き検討

税理士法「改正」。この前後から労組・民主団体の組織破壊をも狙う不正当な税務業務が一段と強化

公選法改正→政党並びに政治団体の機関紙誌の宣伝販売、拡声器の使用を選挙期間中禁止、など

全国警備關係部課長会議において三井警察庁長官の訓示「関係動向を早期、的確に把握し、周到綿密に総合的事前対策を推進して事案の未然防止を図るとともに、事案発生に際しては「違法行為は看過しない」という

基本方針の下に、関係法令を積極的に活用し、現行犯逮捕を原則とした厳正な警察措置を徹底して事案の早期鎮圧と拡大防止に努められたいのであります」。以

後、共産党、民主団体、労組に対する不法な断圧が一段と強化

公選法改悪→参議院に拘束名簿式の比例代表制を導入、候補者名簿の規定（八六条の二）に政党の三要件明示、①五人以上の所属国會議員、②直近の衆参院選挙で四名以上の得票、③十人以上の候補者

自民党の党基本問題運営等調査会・党改革推進本部の合同世話人会、「政党法要綱」（「吉村試案」）まとめる。

稻山経團連会長ら財界四团体首脳、自民党四役にたいし「政党法」制定を要望

6・28 新自クの山口幹事長、臨時国会に「政党法」提案の意向を表明

7・4 自民党基本問題運営等調査会の根本会長が中曾根首相に政党法制定の検討を進言。首相は、政党法について根本氏のもとで検討をつづけるよう指示

7・22 中曾根首相、自民党選挙制度調査会にたいし、選挙制度改革のため「かねて検討していた政党法の問題も考えてみてはどうか」と研究を指示

8・17 財界の研究団体「近代化協会」が「政党法制定に関する提言」を発表

9・1 民社党、第二十九回政策研修会→「政党法の制定は、社会的意義がある。……政党法は、政治腐敗防止をはかる一環として、政治資金の規制を強化する反面、政治資金交付法としての性格をもたせるとの合意を得ている」

9・14 中曾根首相、参院本会議で「政党法」について、「自民党に勉強方を依頼している」「方向が固まってくれば、従う」と答弁

10・21 中曾根首相が田中決議つぶしのため、自民党四役にたいし、「政党法制定の可否を検討する」などの四項目を指示していったことが判明

10・25 二階堂幹事長周辺、政治倫理確立のためと称する「二階堂メモ」の骨子を明かすが、そのなかに「政党法制定の検討」含む

11・2 中曾根首相、政治倫理確立のため「政党法の検討」など六項目の一試案」発表

12・14 新自ク、「政党法大綱案」を発表

12・26 自民・新自クの「政策合意書」、「政党法の制定については可及的速かに検討に入る」と明記

12・27 中曾根首相、第二次中曾根内閣の発足にあたっての記者会見で、「政党法や、金のかからない選挙法など一つひとつ解決していく」と説明

13・1・26 自民党大会、「政党は憲法上の規定がなくても国政運営の要であり、政党の在り方等を含めて法制上の諸問題を研究する」と明記した運動方針を採択

14・2・26 中曾根首相、自民党政治倫理問題調査会にたいし「政党は政治腐敗防止のために重要だ。西ドイツ方式を含めて検討してもらいたい」と指示。これをうけて自民党首脳が、同調査会のメンバーを西独など海外に派遣する用意があることを明らかにする

15・2・15 参議院自民党比例代表制研究特別委員会幹事会→比例代表名簿提出要件として、比例代表制選挙だけで候補者十人以上、などの草案をまとめた

16・2・18 衆院予算委員会で中曾根首相、公明党の質問に「制定を指示したのではなく、政党法の可否について検討を要請したのだ。将来まで見すえ、時間をかけてよく検討したい」「比例代表選挙の実施などで政党についての意識の変化、社会的地位の変化があり、政治資金のあり方を含めて勉強に値する」「小選挙区制は考えていない。まったく関係ない」「政党法を制定したからといって結社の自由の侵害にはならない。要是法律のつくり方、規制の仕方、援助の仕方による」と答弁

17・2・22 自民党の田中幹事長ら四役、政治倫理確立のための同党の態度について協議し、政党法制定に優先的にとりくむ方針を決める

18・2・23 衆院政治倫理協議会の初会合で、自民・新自由連合が「倫理綱領」とともに「政党法」の制定を提案。民社党も「選挙の公営化を拡大するため政党法の制定も必需要だ」とのべる

諸外国における政党法問題

各国憲法における政党条項

○ドイツ連邦共和国基本法第二十一条 政党は、国民の政治的

意志の形成に協力する。その設立は、自由とする。政党の内部的秩序は、民主的諸原則に一致しなければならない。政党は、その資金の出所について、公開の説明をしなければならない。

2 その目的又は党員の行動に徴し、自由で民主的な基本的秩序を妨害し、若しくは廃止し、又はドイツ連邦共和国の存立を危うくすることとなるような政党は、違憲とする。

違憲の問題については、連邦裁判所が、決定する。

3 その細目は、連邦法律で定める。

○イタリア共和国憲法第四十九条 すべての市民は、民主的な方法により、国の政策の決定に参与するために、自由に結合して政党を組成する権利を有する。

第九十八条（第三項） 司法官、現役職業軍人、警察官吏および警察職員、外国にある外交官および領事官については、法律により、政党に加入する権利に対し、制限を定めることができる。

2 前項の権利は、いかなる取締にも服さない。また、何人も政党に加入することを強制されない。

3 第一項に規定する団体の活動の要件は、法律で定める。○アラジル連邦憲法第一百四十二条（附第十三項）複数政党制及び基本的人権の保障を基盤とする民主主義体制に反する綱領又は行動を有するすべての政党の組織、登記ないし活動は、これを禁止する。

○ガテマラ共和国憲法第三十二条 種種の生活目的のために結社する権利は、法律の範囲内で保障される。：国際的又は外国的性格を有する政党の組織及び活動は、これを禁止する。但し、中米同盟又は汎米若しくは大陸團結の教義により提議された組織は、この限りでない。

第三十三条 ガテマラ国民は、政党を組織する権利を有する。政党は、選挙法の定めるところに従い、登録しなければならない。

○大韓民国憲法第七条（政党） ① 政党的設立は自由であり、複数政党制は保障される。

② 政党は、その組織及び活動が民主的でなければならず、国家は、法律が定めるところにより、国家の保護を受け、金を補助することができる。

③ 政党は、法律が定めるところにより、国家の保護を受け、国家は、法律が定めるところにより、政党の運営に必要な資金を補助することができる。

④ 政党的目的又は活動が民主的基本秩序に違反するときには、政府は、憲法委員会にその解散を提訴することができ、政党は、憲法委員会の決定により解散される。

西 ド イ ツ 政 党 法

一九六七年七月二十七日制定
一九八三年十二月十六日改正

連邦議会は連邦参議院の同意を得て次の法律を議決した。

第一章 総 則

(政党の憲法上の地位及び任務)

第一条 政党は、自由にして民主的な基本秩序の憲法上必要不可欠な構成要素である。政党は、国民の政治的意思形成のために自由で継続的な協力をすることにより、基本法によりその義務となつており、かつ、基本法により保障された公の任務を遂行するものとする。

2 政党は、特に、世論の形成に影響を及ぼし、政治教育を振興し及びその発展に尽くし、市民が政治的活動に積極的に参加するための推進力となり、公的責任を担うことのできる有為の市民を育成し、候補者をたてるにより連邦、邦及び地方自治体の選挙に参加し、議会及び政府に政治的影響を及ぼし、政党の努力によつて策定した政治的目標を国家的意思形成の過程に導入し、国民と国家機関とのきずなが常に確固としてみずみずしい状態であるよう力を尽くすことにより、その公的生活のあらゆる分野における国民の政治的意思形成に協力するものとする。

3 政党は、その目標を政治綱領に明示するものとする。

(政党の概念)

第二条 政党とは、継続的又は長期にわたつて連邦又は邦の領域のために政治的意思形成に影響を及ぼし、かつ、ドイツ連邦議会又は邦議会における国民代表に協力しようとする市民の団体であつて、事実関係の全貌、とりわけその組織の範囲及び堅固性、党員の数及び公的社會への進出によつて、その目標設定の真摯さが十分に保障されたものをいう。党員は、もっぱら自然人でなければならぬ。

2 団体が六年間にわたり連邦議会選挙及び邦議会選挙のいずれにも自己の候補者推薦をもつて参加しなかつたときは、当該団体は政党としての法的地位を失う。

3 政治団体は、次の場合政党ではない。

一 その党員又は理事会の構成員の多数が外国人である場合、又は二 その本部所在地又は事務指導部がこの法律の施行区域外にある場合

第二章 内 部 秩 序

第三章 候補者の推薦

第四章 選挙運動費用の補助

(補助の原則及び範囲)

第一八条 連邦議会選挙に自己の候補者推薦をもつて参加した政党に対し、通常の選挙運動に必要な費用を補助するものとする。選挙運動費用は、連邦議会選挙の有権者一人当たり五・〇〇ドイツ・マルクの割合でその総額を算定する(選挙運動費用総額)。

2 選挙運動費用総額は、最終的に確定した選挙結果において、少なくとも

一 全選挙区域において投票された有効な第一投票の〇・五%、又は

一 邦においてある政党の邦名簿の提出が認められなかつた場合について、その一選挙区において投票された有効な第一投票の一〇%を獲得した政党に対して配分される。

3 選挙運動費用総額(補助額)の配分は、

一 前項第一号による政党については、全選挙区域において獲得した第一投票の割合に応じて、また

一 前項第二号による政党については、一〇%の最低投票数を得た選挙区における第一投票の一票当たり五・〇〇ドイツ・マルクの割合をもつて、計算される。

4 第一項から第三項までの規定は、連邦選挙法第一八条及び第二〇条の定めるところに従つて有権者が提出する候補者推薦によって立候補した者にも、その候補者が選挙区において投票された有效的な第一投票の少くとも一〇%を獲得したときに限り、これを準用する。

5 第三項第一号による政党に対する補助額の確定前に、あらかじめ第三項第二号によつて政党に与えられる補助額及び前項によつて候補者に与えられる補助額を選挙運動費用総額から控除するものとする。

6 通常の選挙運動に対する公金からの補助額は、第一四条第二項第一号から第五号まで及び第八号による政党の収入で、連邦議会選挙運動費用の補助の第二暦年及びその暦年の前の三暦年間におけるものの総額を超えてはならない。この限度を超えた補助額は、次の補助支払い金額から控除するものとする。

第五章 機 会 均 等 調 整 金

第六章 会 計 報 告

第七章 違憲政党禁止の執行

(執行)

第三十二条 政党又は政党の一部の組織が基本法第二一条第二項の規定により違憲宣告を受けた場合には、邦政府が定める行政庁は、法律の範囲内において、連邦憲法裁判所の判決及び、付隨的な執行命令があればその執行に必要なすべての措置をとるものとする。最高邦行政区は、この目的のために、公共の安寧及び秩序を維持する責任を負う邦の行政区及び勤務事務所に対し、無制限の指揮命令権を有する。

2 違憲宣告を受けた政党又は政党の一部の組織又は活動が一の邦の領域外に及ぶ場合には、連邦内務大臣は統一的執行に必要な命令を発するものとする。

3 連邦憲法裁判所は、第一項及び前項の規定に拘らず、連邦憲法裁判所法第三十五条の規定による執行につき決定することができます。

4 基本的に重要な関連を有する問題に関する場合は、当該手続を中断し、連邦憲法裁判所の決定を求めなければならない。連邦憲法裁判所は、その命令する特別の執行措置の遂行の種類及び方法に対する異議についても決定する。

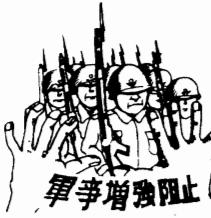
5 財産没収の場合には、一九六四年八月五日の公法的結社権の規制に関する法律(結社法、「連邦官報」第一巻五九三頁)第一〇条から第一三条までの規定を準用する。禁止行政庁は、最高邦行政区とし、第二項の場合は連邦内務大臣とする。

(代替組織の禁止)

第三十三条 連邦憲法裁判所法第四六条に関連する基本法第二一条第二項の規定に基づいて禁止された政党の違憲的行為をその政党に代わつて引き続き目指す組織(代替組織)を創設し、又は既存の組織を代替組織として継続することは、禁止される。

2 代替組織がもとの政党の禁止前に存在していた政党である場合、又は連邦議会若しくは邦議会にその代表を送つてゐる政党である場合は、禁止された代替組織に該当することを連邦憲法裁判所が確認する。この場合においては、連邦憲法裁判所法第三八条、第四条、第四三条、第四四条及び第四六条第三項並びにこの法律

海峽封鎖廩連資料



「大日本酒造業協同組合」の創設者、
四十五歳を十年記念で論議してついで
なつておられたが、元田大吉君（やまと
引用者）カバーリーのうら、タベトの西郷
は必要でないかと申す。」監視をひいと仰
ぐ必要があらうか。監視の防護、警備が
要らうむわねえにきまつ。いのたのう
雷電設置の能力を持つ必要があらうか。其
の点は勿論につけども、相当の資本を有する
外に有能な技術の

較比率的討論與建議

	イギリス	西ドイツ	フランス	アメリカ	日本
穀物	77	90	170	162	33
豆類	81	17	69	142	7
野菜	79	33	93	99	97
果実	23	41	72	95	81
牛乳・乳製品	83	106	110	93	86
肉類(鶏肉除く)	71	86	92	97	81
卵類	100	77	97	102	93

日本は1980年、外国は1978年

日本のエネルギー供給構成の推移

年	1953	1955	1960	1965	1970	1975	1978
原 子 力	—	—	—	0.0	0.4	1.7	3.6
水 力	19.7	21.2	15.3	11.3	6.3	5.8	4.8
石 炭	52.8	49.2	41.5	27.3	20.7	16.4	13.7
国産	46.8	44.8	34.4	19.1	8.1	3.3	3.2
輸入	6.0	4.4	7.1	6.2	12.6	13.1	10.5
石 油	17.7	20.2	37.7	58.4	70.8	73.3	73.0
国産	0.6	0.6	0.6	0.4	0.3	0.2	0.1
輸入	17.1	19.6	37.1	58.0	70.5	73.1	72.9
そ の 他	9.8	9.4	5.5	3.0	1.8	2.8	4.9
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自給率	76.9	76.0	55.8	33.8	16.1	10.3	8.9

（一九八〇年三月一九日）
「アメリカはペントAGONの方針などと、東太洋圏の方針などとから見て、アーヴィングの立場は、いかにもアーヴィングらしいものだ。この如きは田村がお出でにならなければ、黒崎の謀略が、アーヴィングによつて、やがてあつたといふ黒崎説（黒崎アーヴィング説）」（西）

四〇〇団体を解散

一、政党法制定を図つて
いる側では、「政党法は諸
外国で多く制定されており、
西ドイツのような先進資本
主義国でも作られていて」
というように宣伝していま
す。
しかし、政党を包括的に
対象とする政党法が制定さ
れているのは西ドイツを除
けば、韓国、アルゼンチン、
トルコなど重事独裁国家だ
けです。
西ドイツでは憲法（基本
法）で、あれこれの政党を
時の支配者の思惑によつて
非法とできるような条項
を定めており、これをうけ
て政党法が定められています。
しかし、この西ドイツ憲法

法は、米ソ間の冷戦が進んでいた一九四九年に充分な国民的討議のないまま、共産主義勢力排除の必要を強く感じていた英米仏の指示で制定されたもので、西ドミニク・イツ世論調査研究所の調査では当時「憲法を知らない」という国民が半数を超えていたとされています。

解散せられる」との判決が下りました。また政黨法をうけて改悪された刑法で平和委員会の幹部が処罰されました。これら判決の理由は、抽象的で恣意に満ちておおり、「出版や公演で連邦共和国のアデナウアー首相なうびに政府に対し、計画的に誹謗する宣伝を行い、憲法基礎の品位を低めようと謀つた」ということさえ

せられています。

三) 中曾根首相は自民党政論問題調査会に対し政党法について「西ドイツ方式を含めて検討してもらいたい」と述べました。それは上のような状況の西ドイツをモデルにしようとするものであり、たいへんおぞろしい試みということがでできます。

主張が徹底してしまった。それが充分に国民から受け入れられていた日本国憲法下では、政黨法はこれまで日本の田をみるとことが出来ませんでした。

西ドイツ方式をみるうえ
でもう一つ重要なことは、
政党法による弾圧が民主的
諸団体にも及んでいること
です。一九五八年から一九
六一年にかけて、平和委員
会や労働者救援会、青年同

他の政党又は結社法第二条にいう結社で、禁止された政党の代替組織であるものについては、同法第八条第一項の規定を準用する。

韓國政黨法

（違法で政党に加入した罪）

第四七条（入党強要罪等）
第一九条第一項の規定に違反して、他人を本人の自由意志に反して政党に加入させようとするか、脱党させようとし
た者は、二年以下の懲役また

第四八条（違法で政党に加入した罪） 第一九条第一項の規定に違反して、二以上の政党の党員になつた者は、一年以下の懲役または一〇万ウォン以下の罰金に処する。

昭和58年度版「防衛白書」

海上交通保護（「シーレーン防衛」）をめぐる諸論議について

「シーレーン防衛」は憲法及び基本的な防衛政策にのっとって行われるものであることはいうまでもない。「シーレーン防衛」に関しては、これまで論議が重ねられてきたところであるが、今春の国会でも様々な角度から論議があった。このような論議の中で提起された主要な点についての政府の考え方を紹介する。

なお、今般、「シーレーン防衛」に関する日米間の共同研究が「日米防衛協力のための指針」（「指針」第3部第3章第2節参照）に基づく共同作戦計画の研究の一環として開始された。

1 一般的に、「シーレーン防衛」とは、わが国に対する武力攻撃が発生した際、広域哨戒、船舶の護衛、港湾・海峡の防備等、各種の作戦の組み合わせによる累積効果によって、海上交通の安全を確保することを指している。わが国の「シーレーン防衛」については、日米共同対処によりわが国に対する武力攻撃が発生した場合における海上交通の安全を図ることとしており、具体的には、海上自衛隊が個別の自衛権の範囲内において、わが国の中重要な港湾及び海峡の防備のための作戦並びに周辺海域における対潜作戦、船舶の保護のための作戦、その他の作戦を主体となって行い、米海軍部隊が自衛隊の行う作戦を支援し、また、機動打撃力を有する任務部隊の使用を伴うような作戦を含め、侵攻兵力を撃退するための作戦を行うこととしている（「指針」参照）。

2 （「シーレーン防衛」の地理的範囲について） わが国は從来から、わが国に対する武力攻撃が発生した場合において、わが国周辺数百海里（^{（半）}）、航路帯を設ける場合にはおおむね1,000海里程度の海域において海上交通保護を行い得ることを目標に、逐年海上防衛力の整備を進めてきている。

5 （海峡防備について） わが国に対する武力攻撃が発生した場合、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲内で、わが国に対して武力攻撃を加えている相手国に属する艦船の通峡を自衛隊が阻止することもあり得るものと考えている。

通峡阻止を行う際、一般的には潜水艦、水上艦艇、航空機等を有機的に組み合わせて用いることとなろうが、その際状況によつては、機雷を敷設することも考えられる。機雷の敷設は、その与える影響も大きいところから、仮にこれを行う場合でも、そのときの脅威の様相等諸般の状況を慎重に検討して、わが国の防衛のため必要最小限度の範囲内で行うこととなろう。

なお、わが国が通峡阻止を行うのは、あくまでわが国に対する武力攻撃が発生した場合に限られ、わが国に対する武力攻撃が発生していない場合において、仮に米国からの要請があつても、自衛隊が通峡阻止のための実力行使を行うことは、憲法上認められずあり得ない。

1983(58)2.19 読売

日本の海峡封鎖

米海軍首脳

【ワシントン十七日共同】レ
トヨタ海軍参謀本部長
は十七日、下院軍委員会で、日本
の海上防衛が「ついに
敵の攻撃の本拠地を防ぐため
の作戦の一環として、現状を確
めると、米軍の作戦の実態を
求める方針を明確にした。とく

にワトキンズ海軍作戦部長は

「アメリカが機雷封鎖を実地する

必要があるとする海峡がまだた

ま同様に接しているケースが多

くこの代表的立場が日本だ」と

述べた。レーヴン海軍参謀本部長

は、「ソ連に対する軍事的

の目標が、ソ連に対する軍事的

中曾根首相は今回の訪米中、ワシントン・ポスト紙との会見で日本を「不沈空母」とし、また「西海峽を完全に支配する」と語った。レーガン大統領とも海峽封鎖について話し合った。首相は防衛省長官だった昭和四十五年に訪美した際には、当時のレーガン国防長官に「日本海を日本の湖じたが」と大ブロシキをぬけており「不沈空母」発言はこれに通じている。だが、海峡封鎖の方はすでに相眞具体化し、近く始まる海上防衛の日米共同研究でも主要テーマとなる現実の問題だ。海峡封鎖は具体的にどのような方法で行われるのか、その問題点は何か、を考えてみたい。

危険大きい海峡封鎖

1983.1.26

を保有するが、機雷を
「三十発積み、正確に投
ための装置「キャメル」
を検討している。

なべ、中東などで米ソの紛争が
起きた際、ソ連が封鎖を防止上
るために日本の基地などに先制
攻撃をかけて来る可能性も出て
来る。

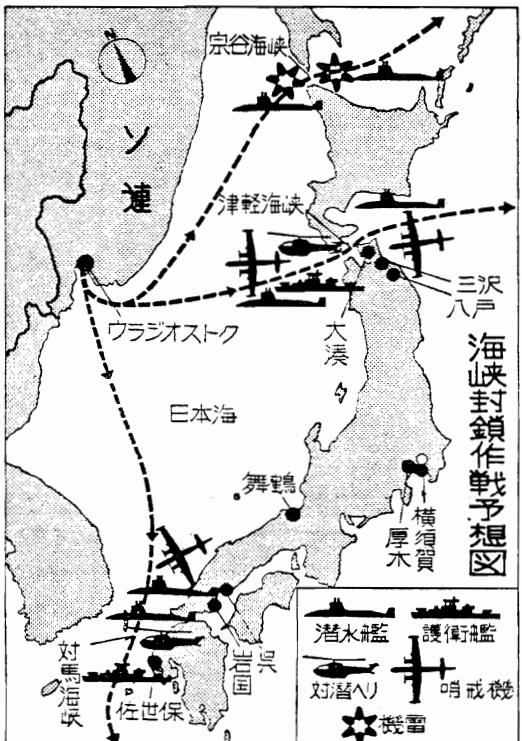
（）
「潜水艦が展開」
艦探知装置に換えつてあると
見られる。
対馬海峡は壱岐と対馬間の東
進出して海峡の哨戒に当たる。
岩国基地の第三十一航空群の対
潜飛行艇P-51二十機も対馬付
してよう」と、ある海将は信のほかを見せてくる。

（様による翻訳）

ソ連の制空権下で輸送機や対潜哨戒機が機雷投下をするのは不可能だから、これに先立ちカラフ、南部のノルウェー沿岸に

先制攻撃受ける恐れも

「専守防衛」破る公算



この「主要な海峡」とは宗谷、津軽、対馬の三海峡(も)と馬海峡の東水道と西水道を別に数えれば四海峡を指す。自衛隊の作戦計画(防衛計画)の詳細は不明だが、津軽海峡では大湊地方隊所属の第三十^二、第三十五護衛隊(護衛艦五隻)、大湊航空隊所属の対潜ヘリHSS-2約十機が編成七^七の海峠の哨戒に当たるほか、八戸基地の第一航空群のP-3^{三十}余機の一部が海峡付近の両側の海面を監視することになるのである。

また横須賀の第二潜水隊群の潜水艦六隻のうち、常時一枚程度が津軽海峡付近に在りついて、スクリューなどの音に聞き耳を立てている様子だ。津軽海峡には以前、海底固定の大型ソナー「LQ-03」が設置されていたが、これは性能が悪くて撤去され、現在は新しい固定潜水

中曾根首相、
☆不沈空母、四海峡封鎖発言について

〈ワシントン・ポスト紙ー／19付発言〉

83 〈1/19ワシントンでの記者会見で上記発言否定〉

‘83 ^1 / 21 否定発言をまた訂正
ワシントン・ポスト発言認

たい臘でも日本の哨戒機た
どが三海峡周辺でソ連潜水艦の

私はかつて防衛廳長官を務めており、わが國の防衛については私なりの考え方を持つている。私独自の考えといふのは、日本列島全体あるいは日本本土が不沈空母のようになり、(ソ連の)バックフファイア爆撃機の侵入にたいする巨大な防衛のトリデを建てなければならないということだ。バックファイアがこの壁を突き破り侵入するのを阻止することがわれわれの第一の目標だ。

第二の目標は、日本本土を通り抜けている四海峡を完全に全面的に管理し、ソ連の潜水艦の通航やその他海軍の行動を許さないことだ。

首相 言わなかつた。本土防衛のため海峡をコントロールする、とは言つた。

か、そんな名前はいわない。海峡といつた。

具の写真といふよりも、一筆
い面があることを「通暎阻止」
問題は示している。

令部のスコープにも潜水艦の位置が現れる。

（83）
ワシントン・ポスト発言をまた訂正
（1）
21否定発言をまた訂正

シスコなどを基地とする
十機のソ連戦闘機の行動
でもあるため、水上艦や
空機による哨戒は平時も
おらず、眞の第一潜水隊
の潜水艦のうち二隻程
に索谷海峡付近の海面で、か、索谷海峡の通航確保のため
中東やヨーロッパで有事の
際に、これが日本海に封鎖される
とすれば、艦隊の存在意義の大
半が失われるので、いまは封鎖

十二[。]の宗谷海峡は北半
島水面上鹽八十五度は大部分が
連の領海であり、カラフ ウラジオストクを根據地として
のコルサコフ、ユジノ い。

い。
防衛省は日米共同研究に当た
り、想定を安保条約第五条発動
時（日本が攻撃を受けた場合）

の潜水艦はまずいな
よ」と、ある海将は四
月見せてくる。
海峡封鎖は日米共同研究より
以前、このように相当地域化
して活動している艦艇の動きをさ
しに通じている。だ
実の問題だ。海峡封鎖
委員・田岡 僕次)
の海峡は水深が四〇㍍とい
うほど浅いため、航空機や潛
水艦による機雷敷設に向いてお
り、航空自衛隊は「56中葉完
成時にC-130四発輸送機十二
機を保有するが、機雷を各機
二、三十発積み、正確に投下す
ための装置「キャメル」の採
用を検討している。

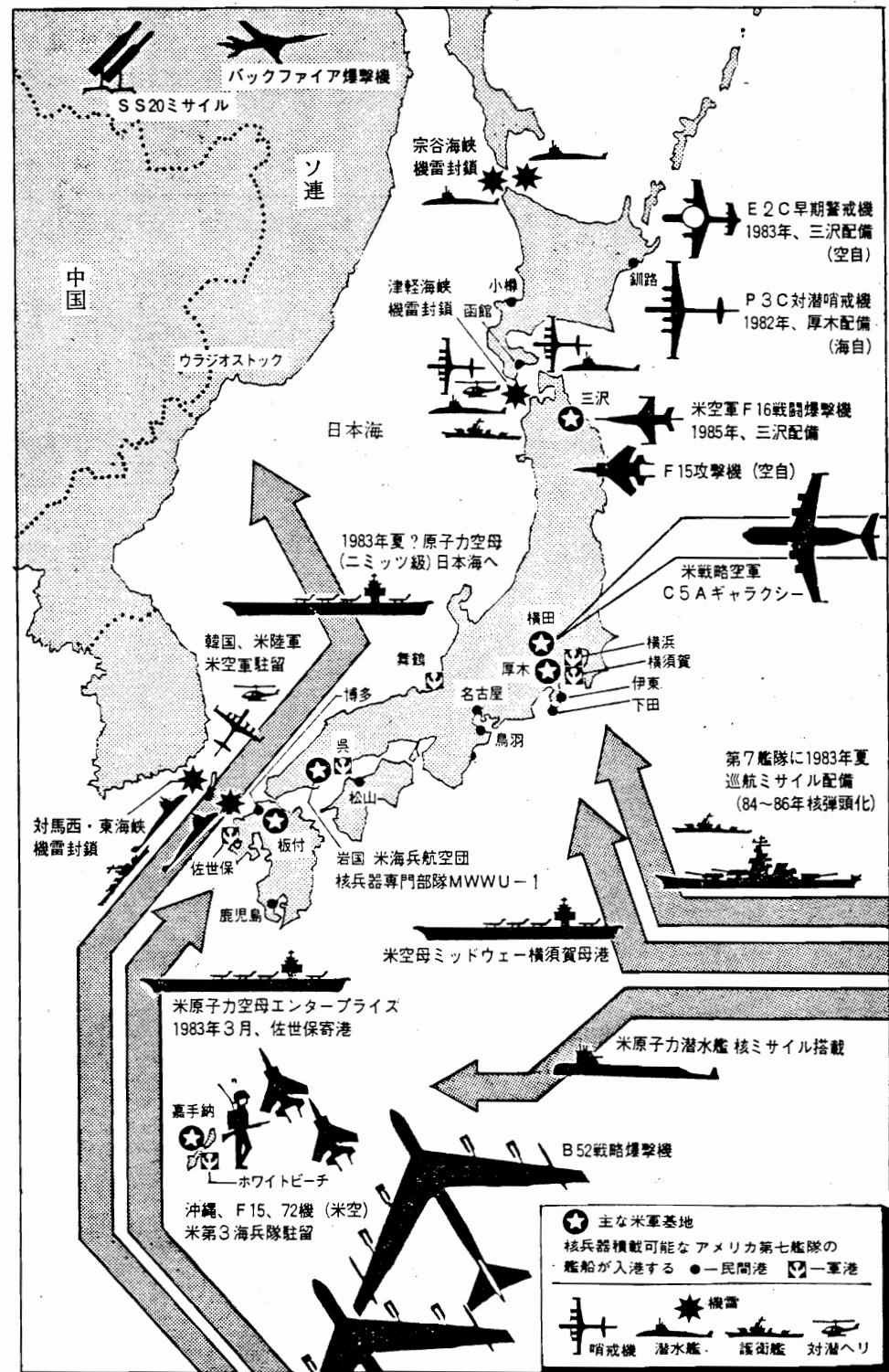
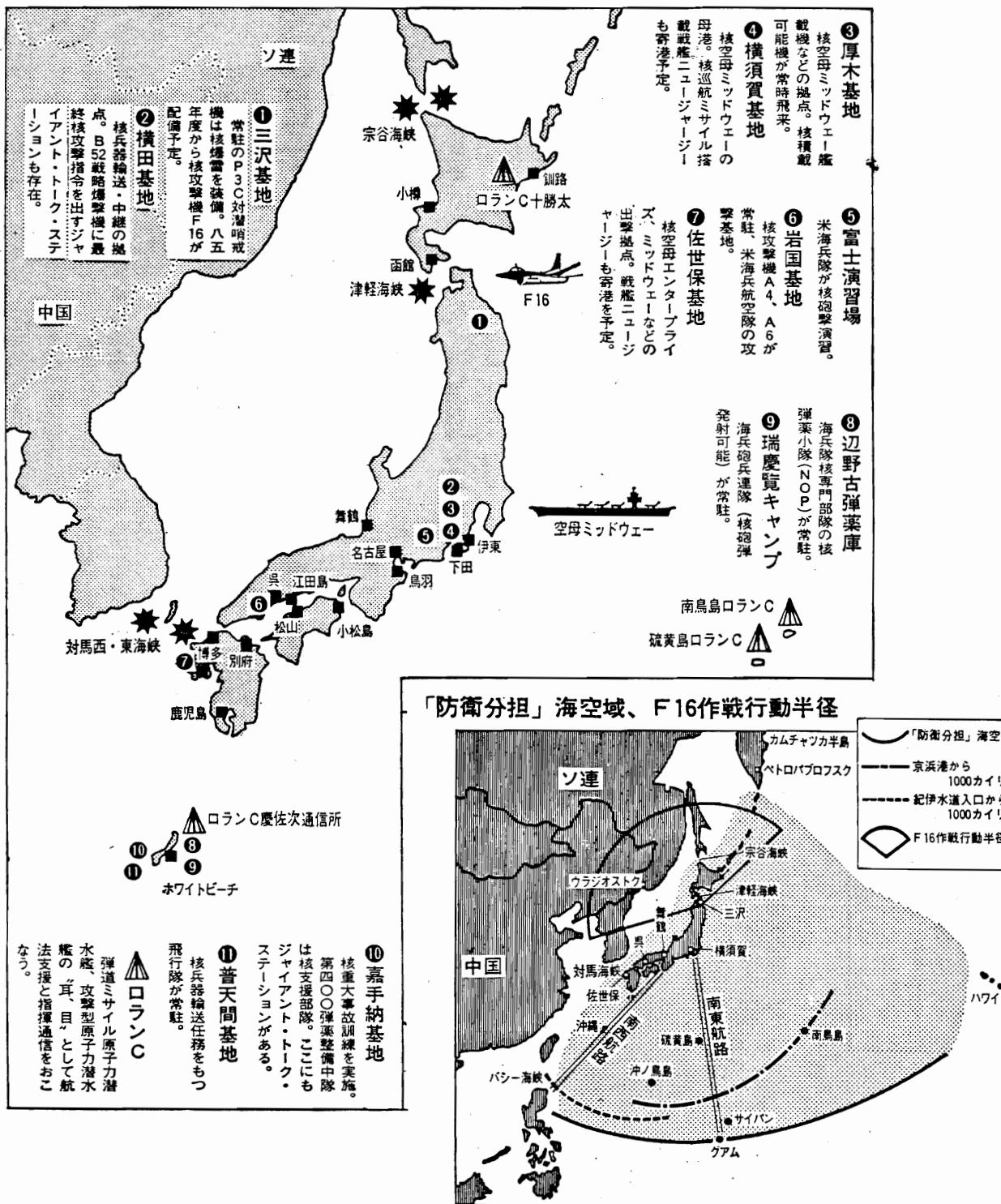
朝 日

1983.1.26

北海道北端、稚内方面の上陸を企てる可能性は小さくなる。また、国際海峡であり、半分はソ連領海である宗谷海峡に機雷を入れるのはソ連領内の爆撃と同様な攻勢作戦であり、「專守防衛」の権を踏み出すだけではなく、中東など米ソの紛争が起きた際、ソ連が封鎖を防止するために日本の基地などに先制攻撃をかけて来る可能性も出でる。

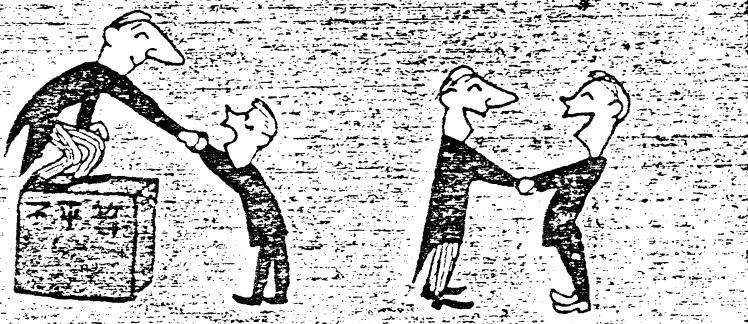
ソ連の制空権下で輸送機や対潜哨戒機が機雷投下するのは不可能だから、これに先立ち力攻撃をかけて来る可能性も出でる。

すすむ日本の米軍核基地化



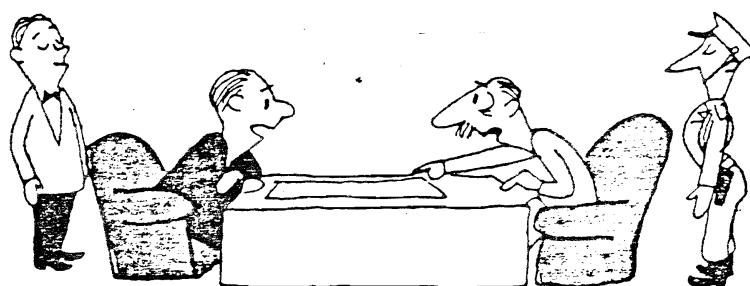
なぜ改定するか

安保条約を結んでから後、日本は国運に入り、世界からも尊敬されるようになり、また外国の侵略にそなえて自衛隊も作られ、今まで日本を守つてくれたアメリカ軍も大部分帰りました。このように条約を結んだ頃にくらいで、世界における日本の地位もたかまり、国内の事情も変ってきました。その上当時から、
アメリカ軍の日本を守る義務がかかるていない。
日本の義務がはつきりしていない。
原水爆などの核兵器を持ちこまれるおそれがある。
また期限がない、など、不平等や不備の点があるという批判がありました。それで、アメリカと対等の立場にたつて、この条約を日本の今の状態にふさわしい、よりよいものにしようとするのです。



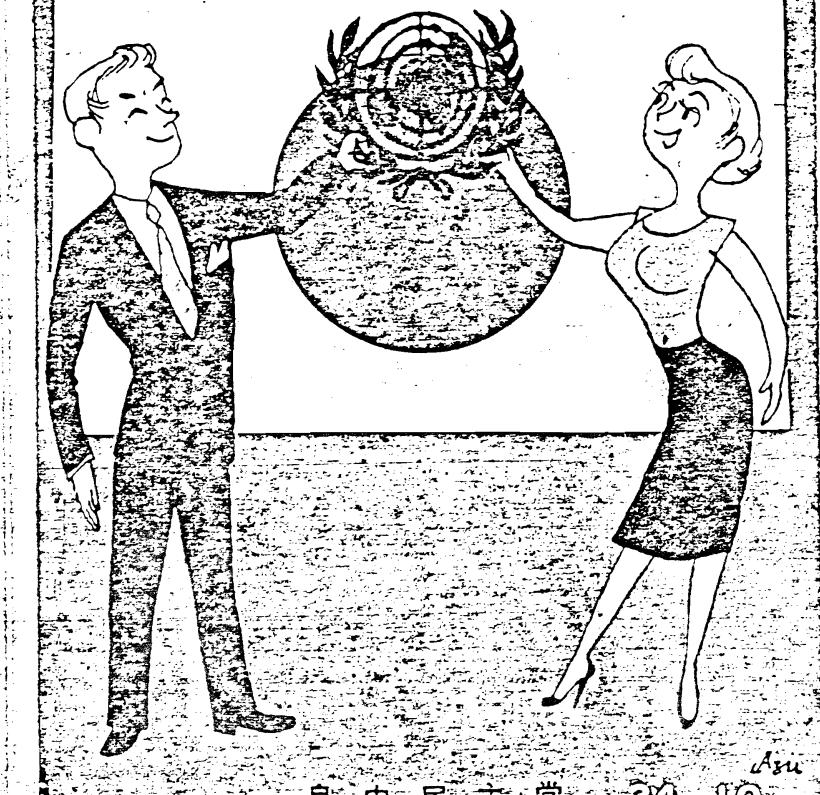
どう改定するか

- 1 新しい条約は世界の平和と安全を目的として、国と国との争いを武力に訴えない、万一外から侵された時だけ防ぐという国連憲章によることを明らかにします。
- 2 防衛ばかりでなく、経済・文化などでも日米が協力することを明らかにします。
- 3 今までの条約では、アメリカ軍の、日本を守る義務がはつきりしていませんでしたが、今度はこれをはつきりさせます。
- 4 今まで原水爆などの核兵器が持ちこまれるのではないかと心配するひともありましたが、このようなことがないようにはつきりさせます。
- 5 新しい条約では、日米が共同して守る地域は、日本が政治をおこなっている領土内にかぎられ、そして憲法によることをさだめますから、海外派兵のおそれはまつたくなります。
- 6 わが国は今まで日本にいるアメリカ軍の経費の一部（防衛分担金34年度 111億円）を、払っていましたがこの改定でなくなります。
- 7 今までの条約には、期限がありませんでしたが、一応10年とします。



平和と幸福 のために

— 安保条約を改定します —



自由民主党 34. 10 Asu

日米安全保障条約(「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約」=Treaty of Mutual Cooperation and Security Between Japan and the United States of America)

本質的には基地貸与条約(在日米軍の日本防衛義務を明記しない)であった、一九五二年の旧安保条約にかわって、一九六〇年一月一九日署名、同六月二三日発効。無期限条約であるが、発効後一〇年で終了通告が可能となり、通告後一年で終了する。

NATOなどと同じく、国連憲章第五一条にもとづく軍事同盟であるが、共同防衛の対象を「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃」に限定しているのが特徴。この限定は日本国憲法を考慮したものとされ、日本政府はこの共同防衛を、日本にとっては個別的自衛権の、アメリカにとつては個別的・集団的自衛権双方の発動として説明した(政府解釈によつても日本は憲法第九条により個別的自衛権しかもたない)。しかし、日本施政下の領域にあるアメリカ軍への攻撃は、かならずしも日本の個別の自衛権の発動を可能とする日本への武力発動として説明した。

日本政府はこの共同防衛を、日本にとっては個別的自衛権しかもない。しかし、日本にとつては個別的自衛権の、アメリカにとつては個別的・集団的自衛権双方の発動として説明した(政府解釈によつても日本は憲法第九条により個別的自衛権しかもたない)。しかし、日本にとつては個別的自衛権の、アメリカにとつては個別的・集団的自衛権双方の発動として説明した(政府解釈によつても日本は憲法第九条により個別的自衛権しかもたない)。

攻撃であるとは限らないから、この共同防衛は日本にとっても集団的自衛権の行使としてしか説明がつかない。

相互に軍備増強を約束する点ではNATOなど他の軍事同盟と同じであるが、アメリカが「極東における国際の平和及び安全の維持」のために在日基地を使用できるとする、いわゆる極東条項は、他の軍事同盟には見られない独自の規定。一九六〇年当時さきの共同防衛のある意味での片務性に対応するものとされ、これによって日本が関係のない戦争にまきこまれるのを防ぐということで、条約とは別個の交換公文により事前協議の制度が設けられた。これにより、在日アメリカ軍の装備の重要な変更(核兵器の持ち込みなど)、在日基地を用いての戦闘作戦行動(共同防衛のばあいを除く)などは日米の事前協議の対象とされることになったが、協議であつて合意ではないこと、日本側に発議権はないことなどのために、実効性は期待できず、事実この制度は成立後一度も適用されたことはない。

一九六〇年以来、条文上の改定は行なわれていないが、両国、とくに日本政府の国際関係認識の変化や、日本の経済力・軍事力の強化などを反映して、その実質的な内容は大きく変化している。一九六九年一月の佐藤・ニクソン共同声明とそれに基礎をおく一九七二年五月の沖縄返還により、在日アメリカ軍基地の防衛もふくめて日本の局地防衛は自衛隊の任務とされ、在日アメリカ軍はアラムにとつて他の軍事同盟上の義務を果たすべきものとされた。一九七八年には「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)が日本間で合意、閣議了承され、日本への武力攻撃のばあいだけでなく、日本への侵略の未然防止のため、日本以外の極東有事のさいの日米軍事協力体制が一步すすめられた。そのもとで、環太平洋合同演習(リムバック、一九八〇年より)、日本海日米合同演習(八一年)などが行なわれ、また、宗谷・津軽・対馬海峡封鎖、一〇〇〇カイリ航路帯(シーレーン)防衛分担についてアメリカから強い要求があり、論議をよんでいる。一九八一年五月の鈴木・レーガン共同声明は、西側諸国の一員としての日本の立場を強調するとともに、日本周辺海域における日米の軍事的役割分担を明らかにした。これにともなう日米共同作戦の具体化や、非核三原則を骨ぬきにして核持ち込みの公然化をめざす動きは、日米安保条約のNATO型核軍事同盟化を明らかに指向するものと思われる。

きく変化している。一九六九年一月の佐藤・ニクソン共同声明とそれに基礎をおく一九七二年五月の沖縄返還により、在日アメリカ軍基地の防衛もふくめて日本の局地防衛は自衛隊の任務とされ、在日アメリカ軍はアラムにとつて他の軍事同盟上の義務を果たすべきものとされた。一九七八年には「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)が日本間で合意、閣議了承され、日本への武力攻撃のばあいだけでなく、日本への侵略の未然防止のため、日本以外の極東有事のさいの日米軍事協力体制が一步すすめられた。そのもとで、環太平洋合同演習(リムバック、一九八〇年より)、日本海日米合同演習(八一年)などが行なわれ、また、宗谷・津軽・対馬海峡封鎖、一〇〇〇カイリ航路帯(シーレーン)防衛分担についてアメリカから強い要求があり、論議をよんでいる。一九八一年五月の鈴木・レーガン共同声明は、西側諸国の一員としての日本の立場を強調するとともに、日本周辺海域における日米の軍事的役割分担を明らかにした。これにともなう日米共同作戦の具体化や、非核三原則を骨ぬきにして核持ち込みの公然化をめざす動きは、日米安保条約のNATO型核軍事同盟化を明らかに指向するものと思われる。

核巡航ミサイル 太平洋艦隊に配備

ワトキンズ米太平洋艦隊司令官
が言明

米太平洋艦隊のワトキンズ司令官は五日、上院軍事委員会で証言で、対地核攻撃巡航ミサイルを太平洋艦隊に導入することが正式に決定していることを明らかにしました。これまでロング太平洋統合軍司令官が西太平洋での戦域核兵力増強を検討していると言明していましたが、対地核攻撃巡航ミサイルの太平洋艦隊導入を米軍高官が公式に認めたのはこれが初めてです。太平洋艦隊は第七艦隊と第三艦隊から構成されており、巡航ミサイルが横須賀に司令部を持つ第七艦隊に配備されるのは必至といえます。

ワトキンズ司令官は「対地核攻撃巡航ミサイルを導入することは、太平洋艦隊の戦域核戦力を著しく増強するだけではなく、世界の多くの地域で生存能力の高い海上基地から地上目標を攻撃する能力を提供する」と言明しました。さらに、この計画は「ソ連からの戦術核攻撃に対抗し生き残るために、太平洋艦隊の力を増加するためにつくられているものだ」と、導入をすでに決定していることを明らかにしました。

導入時期については、「実戦配備は間近」とだけのべました。同日の上院軍事

戦略・戦域核戦力小委員会で証言に立ったケルソ提督は「実戦配備は一九八四年六月である」と言明しました。ケルソ提督はまた、攻撃型原潜に対地核攻撃型か対地通常攻撃型か対艦攻撃型のトマホークが混合して配備され、「それがどれを積載するかは、作戦地域と任務に応じて艦隊司令官が決定する」と述べました。

ワトキンズ司令官はこのほか、①ガアム島配備の最後のボラリス型原潜が昨年十一月に任務を離れ、攻撃型原潜に改造中である②トライデン型原潜第一号のオハイオはことし十月一日に太平洋地域に実戦配備される——ことを明らかにしました。



80隻が太平洋に！

これが太平洋艦隊のトマホーク艦だ

(現有艦のみ、1980-83年12月末現在)

艦種・艦名	艦番号	寄港先
戦艦 ニュージャージー	BB 62	
原潜・ロサンゼルス級(6隻) ロサンゼルス オマハ ニューヨークシティ インディアナポリス ブレマートン サンフランシスコ	SSN 688 692 696 697 698 711	横須賀(3) 横須賀(1) 横須賀(2) 横須賀(2) 横須賀(3)
原潜・スターク級(9隻) トートグ アスプロ バファー サンドラムス ガーナード ギタロ ピントード タニー カバラ	SSN 639 648 652 660 662 665 672 682 684	横須賀(2)沖縄(1) 横須賀(4)沖縄(2) 横須賀(2) 横須賀(3) 横須賀(1) 横須賀(5)佐世保(1)
巡洋艦・ロングビーチ級 ロングビーチ 巡洋艦・バージニア級(2隻) テキサス アーカンサス	CGN 9 39 41	横須賀(1)沖縄(2) 佐世保(1)
駆逐艦・スプルアンス級(15隻) ボール・F・フォスター キンケイド ヘヴィット エリオット ダビッド・R・レイ オルデントーフ ジョンヤング オブライエン メリル レフトウイッチ カッティング ハリー・W・ヒル インガソル ファイフ フレッチャー	DD 964 965 966 967 971 972 973 975 976 984 985 986 990 991 992	別府(1)呉(1) 別府(1) 別府(1)舞鶴(1) 別府(1)舞鶴(1) 別府(1)舞鶴(1) 別府(1)佐世保(1)

注: 米議会証言、ジェーン年鑑83-84などによる。
駆逐艦については、判明しているのは一般港への寄港だけで、横須賀、佐世保、沖縄(ホワイトビーチ)の米海軍基地への入港状況は公表していない。

トマホーク配備艦船

スタージョン級攻撃型原潜 ロサンゼルス級攻撃型原潜 アイオワ級戦艦(ニュージャージーなど) 巡洋艦 スプルアンス級駆逐艦 DDG1型駆逐艦(新造)	22隻 56隻 4隻 26隻 37隻 15隻
計	160隻

(ホステッター米国防総省巡航ミサイル計画主任との公式の確認から)
注: 艦船に垂直発射台が装備されるとトマホークの横戦は飛躍的に増加し、巡洋艦で122基、駆逐艦は400基になるといわれている。

トマホークとは なにか

—その軍事的機能の諸特徴—

□巡航ミサイルの現代版□

(アメリカインディアンの戦闘用「手斧」を意味する名称をもつトマホークといふ兵器が注目をあつめている。これをめぐる政治的論議は他にゆずつて、ここでは、その軍事的諸機能の特徴のいくつかを明らかにしておきたい。トマホークの全体像をつかむには、それが、兵器体系のなかで、巡航ミサイルの現代版とされていることに注意を払う必要がある。

その点で、まず、巡航ミサイルとは何かをつかんでおこう。

ミサイルという言葉を聞くとすぐ私は、巡航ミサイルを頭に浮べる。しかし巡航ミサイルはこれとはまったく異なる。巡航ミサイルの場合は、打ちあげる当初の段階だけ動力ロケットで推進・誘導され、地球の数百キロ上空を猛烈なスピードで飛び、その後は、投げられたボルや大砲から射出された砲弾と同様の原理で自由落下弾道をとる。

これにたいし、巡航ミサイルは、内蔵した空気吸入エンジンを推進力に、大気圏の低空を自動誘導装置を使ってある一

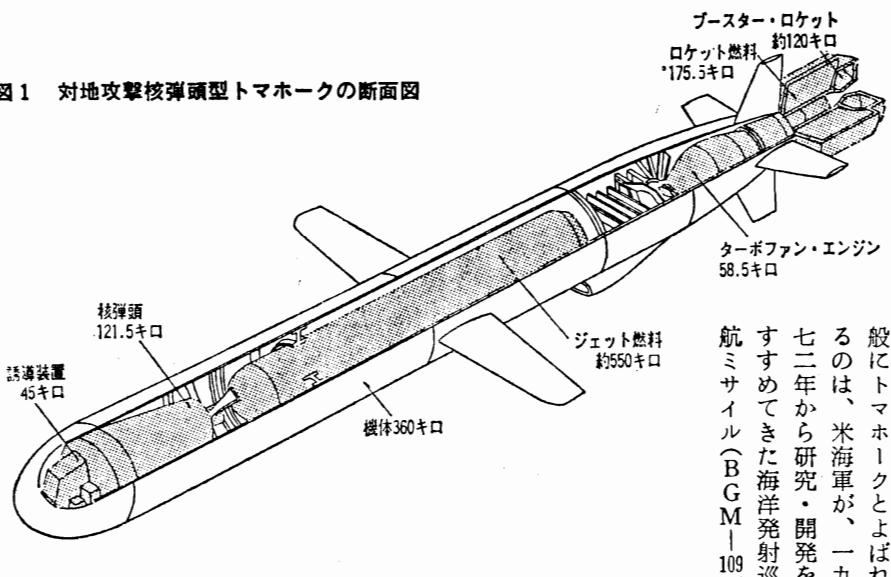
された。しかし、これらも実戦上、技術上多くの難点をもつており、たとえば、レギュラスの場合、潜水艦が浮上してからでないと発射できないため、水中からも発射できるボラリス型原潜が登場すると、すぐみすてられることになった

(「赤旗」一月二十七日付参照)。

いま問題となっているトマホークなど最新型の巡航ミサイルは、古い型の巡航ミサイルのもつていた技術上の問題点——誘導方式、推進力——を大きく改良したところにある。アメリカのマサチューセッツ工科大学教授コスター・ツィビス氏は、この点についてつぎのように指摘している。「最新式巡航ミサイルの精度が三けたも向上。(1)飛行中の巡航ミサイルの位置情報を時々刻々と伝えられるマイクロエレクトロニクス装置がうまれ、情報の精度が三けたも向上。(2)小型で効率よいジェット・エンジンがつくられ、一ポンドの推力を出すのに燃料消費量が約一ポンドですむ」(原水爆禁止資料センター編『第一撃態勢』二三六)。

つまり、小型で長い射程をもち、核弾頭を目標に正確に到達させることのできる巡航ミサイルが再登場したわけで、いま、アメリカのレーガン政権は、これに米核戦略を中心的ににならべき兵器としての役割をあたえているのである。

図1 対地攻撃核弾頭型トマホークの断面図



□トマホークの形状と三つの型□

アメリカが現在、開発・配備中の巡航ミサイルは、陸上発射型(GL CM)、空中発射型(AL CM)、海洋発射型(SLCM)の三つに大きくわけられる。このうち、一般的にトマホークとよばれるのは、米海軍が、一九七二年から研究・開発をすすめてきた海洋発射巡航ミサイル(BGM-109)である。

アーティラリー兵科のBGM-109はどんな形状をしているのであろうか(図1参照)。全体的にいえば、先が丸くなつた細長い円筒型をしており、飛行機のように翼をもつていて、

『核兵器データ・ブック』によれば、長さ五・五六尺、直径五十二吋、翼の幅二・六五吋といわれる(『シェーン兵器年鑑』八三一八四年版では、長さ六・四尺、直径五十三吋、翼長二・六一呎となっている)。図1でみるとおり、ミサイルの頭部には、誘導装置、すぐうしろに核爆弾または高性能弾薬。まんなかの部分に翼がおさめられ、後部にジエット・ファン・エンジン、そして尾部にブースター・ロケットがつけられている。この全体の重量が約千二百キロである。

さて、いま実戦配備されようとしているトマホークは、全体の形状はどれも共通だが、その任務および弾頭の違いによって、次の三つの型にわけられる。

定のルートを飛び、目標に正確に到達できる弾頭付きの小型無人ジェット機のようなものといえる。だから、米国防総省の公式軍事用語辞典でも、巡航ミサイルのことを「ミサイル自身が内蔵する推進力を終始使って、空気力学的原理に従い

表1 開発中のトマホークの種類

名 称	型	弾 頭
BGM-109A	対地攻撃用(TLAM-N)	W80 (200~250キロ) 核弾頭
BGM-109B	対艦通常攻撃用	ブルパップ (900キロ高性能火薬)
BGM-109C	対地通常攻撃用(TLAM-C)	ブルパップ (1000キロ高性能火薬)
BGM-109D	対地攻撃用	複合効果用小弾体群
BGM-109E	対艦攻撃用	反応ケース高性能火薬
BGM-109F	飛行場攻撃用	飛行場攻撃用弾薬

(『核兵器データ・ブック』などによって作成)

表2 トマホーク生産調達状況

生産基数	80年度	81	82	83 (計画)	84 (計画)	85 (計画)
6	50	88	54	124	353	
30.2	190.0	232.6	223.7	393.3	768.2	

米国防報告などから作成。支出額の単位は百万。(研究開発費は含まない)

第二次大戦中、ナチス・ドイツによって「恐怖の秘密兵器」として使用されたV1ロケット、またそれを改良したV2ロケットがある。「爆鳴弾」(バズ・ボム)と異名をとったV2ロケットにより、イギリス、ベルギーで三万数千名におよぶ人命が奪われた。また、第二次大戦後は、アメリカの手でマタドールやレギュラス、メースBとして復活され、レギュラスは潜水艦や巡洋艦に搭載され、巡航ミサイルは飛行経路の大部

度で飛翔する誘導ミサイルとして、これがはじめて実戦化された例としては、この巡航ミサイルは、最近はじめた例としては、

飛行経路の大部分をほぼ恒常的な速度で飛翔する誘導ミサイルとしているのである。

▼ TLAMIN (BGM-10A)

対地攻撃用核トマホークである。陸上にある軍事施設の破壊をねらって発射される。射程は、二千五百キロメートルとされる。この最大の特徴は、弾頭にW80-O核弾頭を使用していることである。W80-O

は米空軍のB61核爆弾を改良したもので水爆。威力は二百〜二百五十キロで広島型原爆の約二十倍。一九八四年六月より実戦配備される。

▼ TLAMIC (BGM-10C)

TLAMINと同じく対地攻撃用だが、弾頭は、核ではなく、一

千キロ（約四百五十三キロ）の高性能爆薬、

ブルパップをもちいる。射程距離には各種の記述があるが、一般的には七百キロ（約千百二十キロ）以上（「軍縮協会」機関誌「今日の軍備管理」より）とされる。

これについては、技術上の問題もあって生産・配備が遅れており、一九八五年九月に実戦配備の予定。

▼ TASM (BGM-10B)

対艦攻撃用トマホーク。弾頭には一千五百キロの高性能爆弾、ブルパップをもちいる、射程距離は、約三百キロ（約四百五十五キロ）。

上艦には、一九八三年十一月、水上艦には、八四年三月から搭載。いうまでもなく、三つの型のなかで、対地攻撃用トマホークこそ最も危険な兵器である。

高線照合装置 (TERCOM) を備えた誘導方式をとっているためである。

まず、トマホークは、慣性誘導装置を用いて、あらかじめ決められた飛行経路に沿って飛んでいく。慣性誘導というの

は、精密な加速度計、姿勢基準ジャイロ、計算機等をそなえ、それらをもちいて刻々の位置および速度を計算し、きめられたプログラムと比較して自ら修正を行なう誘導方式をいう。もし、トマホークの飛行経路に偏差が生じたとしても、

これによって再び正しい弾道がとれるわけである。同時にトマホークは、目標が近づくと、終末誘導のために、地形・等高線照合装置 (TERCOM) を併せて働かせる。この装置は次のようになつている。

まず、目標付近の地形、とくに高度分布をデジタル・マップ（一边が百メートル）で示した地図が、また、目標付近の地形、とくに高度分布をデジタル・マップ（一边が百メートル以下）が、慣性誘導にくわえて地形・等高線照合装置 (TERCOM) を併せて働かせる。この装置は次のようになつている。

現実の問題としても、対地攻撃通常型トマホークの実戦配備が遅れているのも、終末誘導が原因の一つとなっている。

トマホークは、最終的におどろくべき命中精度（二本に一本が、半径三十キロ以内）で相手目標を攻撃できるといふ（日本科学者会議編「核」、八九一九〇〇年参考）。

一方、対艦攻撃用トマホークでは、ハーフ対艦ミサイルの誘導システムを変形したものが使われる。対艦トマホークは、敵艦のいる海域方向へむけて発射されると、敵のレーダーをさけるため低く飛行し、あらかじめプログラムされていた距離に達すると、ミサイル内のアクティブ・レーダーが作動し、目標艦を探知・捕捉するのである（『ジョンソン兵器年鑑』八三一八四年版）。

ところで前記のTERCOM誘導に関する問題点

トマホークの弱点をあげるとすると、速度が遅いことがある。時速八百八十五キロということなので、大型のジェット輸送機とかわらない。これは、相手側にみつかればたちに撃墜されてしまふ。相手の防空網を突破するには、大量のトマホークを一挙に発射することである。そこでレーダー網は、できるだけ多くの艦船に、大量のトマホークをつみ

トマホークの誘導と、問題点

トマホークの弱点をあげるとすると、ニュージャージーなどアイオア級戦艦も、つぎの改修のときには三百六十ものトマホークを発射できる垂直発射装置をもつことになるという。

大量のトマホークを一挙に発射するこにより、相手の防空網を突破し、対地攻撃を成功させる。ここにトマホーク配備の恐るべきねらいがあることをつよく指摘したい。

トマホークの誘導と、問題点

トマホークは、攻撃型原潜の二十一号魚雷発射管や水上艦の装甲箱型ランチャーカラ発射されるが、その後は、この垂直発射システム (VLS) が使われる。VLSについて、ロスアンゼルス級原潜のDDG 51誘導ミサイル駆逐艦にこの垂直発射システムが導入される予定になつており、それにともない八六年以降、それぞれ六十一発のトマホークを収容できる二つの弾薬庫がつけられることになる。

ニュージャージーなどアイオア級戦艦も、つぎの改修のときには三百六十ものトマホークを発射できる垂直発射装置をもつことになるという。

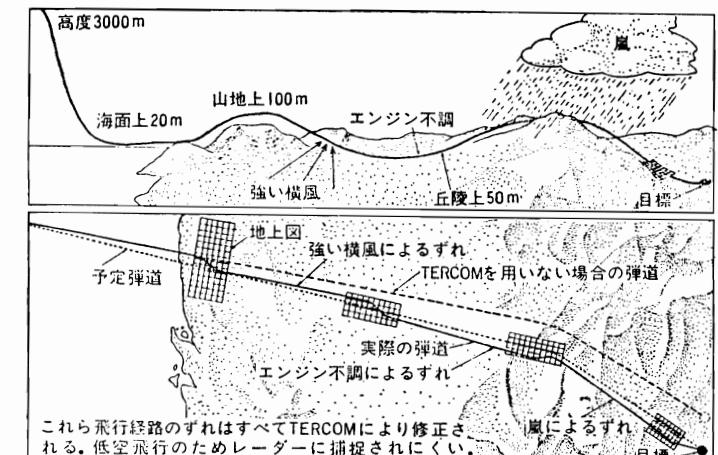
大量のトマホークを一挙に発射するこにより、相手の防空網を突破し、対地攻撃を成功させる。ここにトマホーク配備の恐るべきねらいがあることをつよく指摘したい。

つぎに、トマホークの飛行と誘導についてみてみよう（図2参照）。各種ランチャー（発射台）からうちだされたトマホークは、一時、ブースター（補助推進装置）によって推進するが、すぐにそれをきりはなし、以後は、内蔵しているターボファンエンジンによって飛行する。このエンジンの燃料には、「THダイマ」とよばれる高濃縮燃料が使用されているとの指摘もある（オルドリッジ著「管制第一撃」岩波書店刊、一五一六）。トマホークは、相手側のレーダーに探し知られずに攻撃目標に近づくために、大気中を低く飛行する。こうした飛行形態を可能にしたのは、トマホーク（対地攻撃用）が、慣性誘導にくわえて地形・等高線照合装置 (TERCOM) を備えた

問題がまったくないわけではない。「今日の軍備管理」の筆者、マーク・キャプランは、地面が雪で覆われた場合のレーダーセンサーの混乱など三点をあげている。

トマホークは、実戦配備が遅れているのも、終末誘導が原因の一つとなっている。

トマホークの実戦配備が遅れているのも、終末誘導が原因の一つとなっている。



テルコムの効果（ともに別冊サイエンス「兵器と軍縮」）

図2　トマホークの地形照合装置による飛行予想図

一千九百四十九年（平成元年）の「シーレーン」、つまり日本経済の命運を握るに至る航路争奪、日本自らが守りたいと、鈴木前首相がワシントンで公約して以来、日本の「国策」として認知されかねない勢いだ。その当否はともかく、シーレーン防衛特需、がいま、万年不況にあえ、造船業界の救世主として、ひそかに誕生し始めている。恐れ隕の新装備に比べ、地味だが、業界にとりわけ多い。造船城下町の一つ長崎県佐世保市その周辺が、わが國海上自衛隊や米海軍の増強と、エレクトロニクス化の進展、そしていま話題の「テクノポリス（先端技術集積地域）」と結びつけ、シーレーン工廠（ヒューリック）を運営している例を報告する。

（西井 泰記記者）

産軍複合ゆかりの長崎の造船界

佐世保重工業（ののぶ）坪内寿夫社長の佐世保造船所は、活気あふれている。大型クレーンがひきなじみ、サインを鳴らして移動する。薄黄色の作業服を着た従業員が、修理作業に動き回る。長引く造船不況がやがてのちだ。

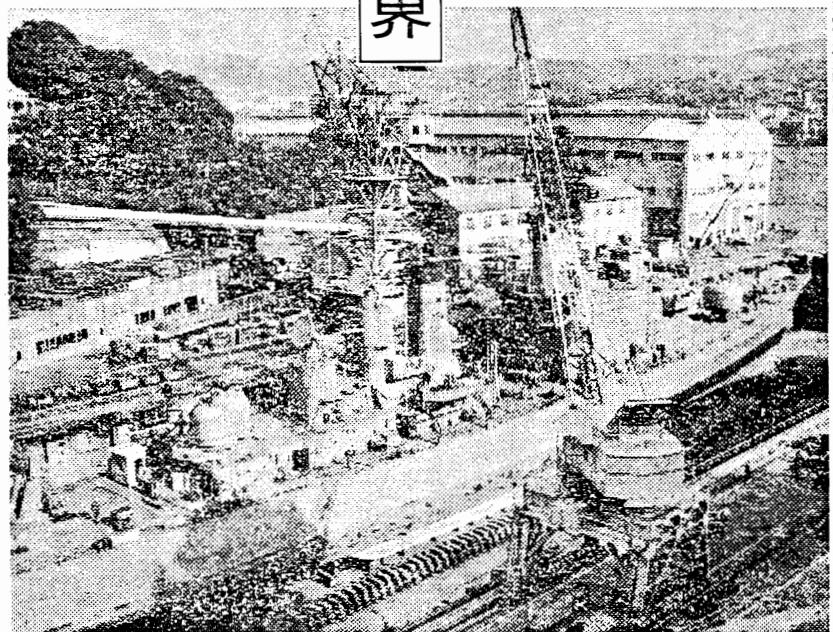
△米艦修理が急増

日立のほか、日本の艦艇の多さである。所長室のすぐ前の第六ドックでは、護衛艦（みく）が約四ヶ月かけて定期検査中。そのまま近くの修理用岸壁では、護衛艦（たかなさ）と掃海艇（隻）が船首をつき合わせて停泊している。さらに第三ドックには米海軍の輸送艦と海洋観測艦。米海軍などが専用に使っている第二ドックでは、佐世保を母港としている通常型潜水艦「ダーダー」がドック入りしたばかりだった。

シーレーン特需に用心心

朝日 1984.3.25

ドックで修理中の海上自衛隊の最新鋭護衛艦。造船所での艦艇の重みは増すばかりだ=三菱重工業長崎造船所で



不況よそに利益確保

値で奪われた。

海上自衛隊の後方基地としてののためだ。

のなかで、一段と厳しく合理化案

が提示されたのは、この直後で

ある。昨年十月から修理部門で

は、世界の造船所でも初めてと

いう三交代制勤務が始まった。

空母「カーラルビンソン」が寄港

した。横須賀に次ぐ第2艦隊の

「第一母港」が出来ればその最

大規模基地だ。一方、海上自衛

じんな合理化努力が実って、

SSSKはこの三月期で、一株当

たり五百の配当を復活する。五

年半ぶりの復配だ。

この実績を踏まえて坪内社長

は、「どう受けとめているか」。

棟橋（かけはし・くま）市長は「基地あつての佐世保」と

言ふ。坪内社長が「どう受けとめているか」と

いふ。坪内社長が「どう受けとめているか」と

テクノポリス結合も

オルニア州のサンジエゴを選んで、姉妹港の関係を結んでいた。造船所の進歩的構想を、ひいては米海軍も海上自衛隊基地地に結びつけ、一軍事テクノポリス」にじようど思惑もある。「基地の能力を充実するため電子や集積回路（IC）関係の技術力の養成を、ところが米軍の期待に沿

うが考へておらず、その結果、シーレーンを守る米海軍や

いつまたとない商売のタネな

すもなかつての動きを、地元

予想されている。こんなギナ臭

い動きも、SSSKの経営陣など

戦前の「土蔵」の現代版を目指して

同市は将来のモデルに、軍港を推進するため、地元は日米共同出資の基金設立を考え、ニコ



米軍相手の商戦は、韓国の大手造船会社が参入したが、昨年以來めきの激しくなった。米海軍の国際入札での負けは、昨年五月、六月とて続けて、輸送艦の修理を韓国造船所に超安だ。

米軍の国際入札での負けは、昨年五月、六月とて続けて、輸送艦の修理を韓国造船所に超安だ。

この地域のテクノポリス構想の実現に、兵器を製造した軍に直属して、軍の現代版を目指すも、シーレーンを守る米海軍や、いつまたとない商売のタネな

すもなかつての動きを、地元

はどう受けとめているか」と

いふ。坪内社長が「どう受けとめているか」と

「ヨーロッパに本部

のある米日財团
にも資金援助を
要請している。

この財團は最近
になって、日本
船舶振興会（金
川良一会長）が
金銭出資する政
治色の濃い組織
だとわかった。

地元の革新団体

には不安も強
く、テクノボリ
スの軍事化、
通産省も恐
々だが、横市長
は気にしない

一方、佐世保
市から車で一時
間ほど離れた諫
早市の諫早中核
工業団地では、
三澤重工業長崎

造船所の魚雷工場建設計画がひ
そかに進んでいた。潜水艦など
に装備されシーレーン防衛を
担うとされる最新鋭のMK40

型魚雷のライセンス生産が本格
化するのに対応するためだ。

会社側から非公式に伝わった

話では、諫早工場の操業開始は
昭和六十年。当初は年間五十一
七十本を生産、ピーク時は年
間二百本を見込んでいた。そし

てほぼ同時に、この工業団地
では、米国の大手半導体メーカー
で、米国防総省との取引のある
フェアチャイルド社が、I.O.O.
生産を開始する。

じうした動きを受け、はじ
めは佐世保市などに風靡してい
た長崎県のテクノボリス構想
は、対象地域を諫早市などにま
で広げることになった。九州経
済調査協会の推計では、このま
までは西脇二〇〇〇年までに人
口が最も大幅に減るのが、長崎
県だ。城下町は、シーレーン防

衛の産重複合体に活路を見いだ
ばかりである。

「シーレーン特需」に熱いま
なむしを送ぐのは、長崎県だけ
ではない。米国のシーレーン防
衛要求にほぼ対応できると防衛
省がいう防衛力整備計画の「五
六中期業務見積もり」（五十八
一六二年度）は、この春、実

施一年目を迎える。海空を中心
とした正面装備の調達に重点を
置いたのが特徴で、計画通りに
いけば、正面装備の新規契約分
はこの前の計画である五三中
止より一兆円も多い五兆三千億

円（五十七年度価格）。なかで
も多いのは海闊係で、護衛艦十
隻、潜水艦六隻など四十九隻
の艦艇を中心とした五年間に二兆
一千億円の特需、が見込まれ
る。遊休ドックを抱える造船業
界と造船城下町にとっては神風
とも映るだらう。

そんな企業と地域の浮沈をか
けた争いが、このほど正式契約
の終わった海上自衛隊の五十八
年度艦艇戦だった。

特に激しかった最新鋭のミサ
ンがトントン当たり約八万円とい
う赤字すれば価格が、一年
足らずで造られることが出られ
ば、五年前後利益は確実だ
し、数年先まで仕事量が計算で
足りなくなる。過剰になつた
手を消化するのももつてこ
いの仕事だ。

しかし、各社の新造船全體
の売り上げに占める艦艇の割合
は、五十三年度に急上昇、それ
以来高水準を続けていた。「最
近は経費節減の両船より、艦艇
の引き渡し式の方がずっと手
早い」と、各社の海闊係への
抵抗感も若い組合員にほないよ
うだ。三澤重工・長崎のある
組合員はいう。

資料・文献

(1) 宪法会議「憲法運動」12月
解説と資料、政党法を許すな。

(2) 労働者教育協会
資料集「政府・独立の統合を保戦略」

(3) 労働者教育協会
資料集「政府・独立の統合を保戦略」

（学習の友社
（4）日本労働者会議

「核一知る・考る・調べる」合同出版

核兵器が使用寸前にまでいた歴史的事実

限定核戦争構想が夢物語ではなく、ますます現実味を帯びて来ていること
は、後段の資料（在日米軍基地としての機能の強化）によつても明
らかである。また、ベトナム侵略の失敗から米軍首脳が学んだ反動的教訓が
「核兵器を使わなかつたら」であったことも、よく知られている。ここに
は核兵器が使用寸前まで行つた歴史的事実を表示する。注目すべきことは(1)
使われようとしたのはすべて戦術核であり、意図されたのは限定核戦争であ
つたこと、(2)その戦域はすべてアジア太平洋地域であったこと、の二つであ
る。資料は、新原昭治・浅見善吉「アメリカ核戦略と日本」による。こうし
た危機を食い止めたのは、つねに核戦争に反対する世界の世論であった。

ニクソン 1969～1974	ジョンソン 1964～1969	ケネディ 1961 ～64	アイゼンハワー 1953～1961	在任期間と 大統領と 核兵器使用寸前の事例	年 戦 線	事 情 証 言
一九七〇 一七三	一九六九	一九六八	一九六五	一九六四	一九六一	就任後四ヶ月、沖縄への核兵 器初配備と時を同じくして トンキン湾事件でのつちあげ と前後して
ベトナム	朝 鮮	ケサン ベトナム	ラオス	台湾海峡	一九五八	朝 鮮
敗北からの唯一の血路として	EC121墜落の報復として	四人の核専門家ベトナム入り	沖繩から八インチ原子砲を金 門島へ	トニンキン湾事件でのつちあげ から提案。 アイゼンハワーも確認。	一九五四 一九五五 一九五四 一九五三	「朝日」五五・三・一六 「朝日」五五・三・一六 ビトーブー外相
日本経済新聞七一・四・八	ウイulfフレッド・バーチエット 「権力の終焉」 「ニクソン回顧録」	H·R·ハルトマン 「権力の終焉」 「ニクソン回顧録」	ウェストモーランド 「ニクソン回顧録」	ショムスキーリ教授 「ニクソン回顧録」	一九五二 一九五三 一九五四 一九五五 一九五六 一九六一	

